

☆日割算定の条件

条件（１）児童生徒が連続して５日を超えて（６日以上）給食を欠食（給食停止）した場合（土日、祝祭日などを除く）。

条件（２）事前届出をし給食を停止した場合に限る。

※保護者より学校へ連絡〔事前届出〕⇒学校より給食センターへ報告⇒給食センターで受理した翌日（給食停止）から日割算定

例 1) 条件に当てはまる（日割算定あり）※連続して給食停止が６日以上

月	火	水	木	金
	保護者から学校へ連絡 〔事前届出〕 学校より給食センターへ報告 【給食センター受理】	休み 報告を受理した翌日より 【給食停止①】	休み 【給食停止②】	休み 【給食停止③】
休み 【給食停止④】	休み 【給食停止⑤】	休み 【給食停止⑥】 連続して５日を超える欠食 （６日以上）日割算定		

例 2) 条件に当てはまらない（日割算定なし）※連続して給食停止が５日以内

月	火	水	木	金
		保護者から学校へ連絡 休み〔事前届出〕 学校より給食センターへ報告 【給食センター受理】	休み 報告を受理した翌日より 【給食停止①】	休み 【給食停止②】
休み 【給食停止③】	休み 【給食停止④】	休み 【給食停止⑤】 連続して５日を超えない欠食 日割算定なし		

※保護者より、学校へ長期欠食（給食停止）の事前届出がないと給食を提供し続けることになり、給食費の納付が発生します。